

全国大会等出場に関する助成金交付要綱

令和2年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市の文化・スポーツの推進・振興を図ることを目的として、市内の学校に在学又は事務所に勤務する者が、予選、選考等を経て、及び過去の成績により推薦され、全国大会以上の大会（以下「大会等」という。）に出場する際に、その後援会等に対し、予算の範囲内において、助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象大会)

第2条 交付対象大会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国民文化祭、全国高校総合文化祭（文化庁、開催県共催）
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会又は同協会に加盟している団体が主催する全国規模の大会
- (3) 全国大会等の結果により選考されて出場する国際大会
- (4) 国、地方公共団体又は全国規模の団体等が主催する全国規模の大会
- (5) その他市長が認める大会

(対象者)

第3条 交付対象者は、大会等に出場する者から認められた50名以上で構成される後援会等又は学校（以下、「後援会等」という。）とする。ただし、1大会につき1後援会等とし重複しないものとする。なお、国、県、市等から他の助成金を受ける後援会等は対象としない。

(対象経費)

第4条 助成対象経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 後援会等が試合会場へ入場するための経費

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、1日につき、一人あたり500円とし、入場料が500円未満の場合は、当該入場料を助成単価とする。

なお、1日に複数回試合があり、試合ごとに入場料が発生する場合は、予算に応じて、試合数に助成単価を乗じた額を1日の上限額とする。

(助成金の交付申請)

第6条 前条の規定による助成金の交付を申請しようとするときは、当該大会の開催までに助成金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、当該助成金の交付を決定し、通知（第2号様式）するものとする。

(助成金の請求)

第8条 助成対象者が助成金の交付を受けようとするときは、原則として、大会等が終了したのちに、助成金請求書を市長に提出するものとし、市長はこの請求書を受理したときは、速やかに交付するものとする。

(申請書の内容変更等)

第9条 助成対象者は、申請書の内容に変更を生じたとき又は大会等が中止になったとき若しくは大会等に出場しなくなったときは、助成金変更交付申請書（第3号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により助成金変更交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、助成金を変更交付することが適当であると認めるときは、助成金変更の交付を決定し通知（第4号様式）するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、大会等が中止になったとき又は、大会等に出場しなくなったとき又は、この要綱に違反したとき若しくは虚偽の申請、届出若しくは報告をしたときは、助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分について既に助成金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

全国大会等出場に関する助成金交付申請書

年 月 日

(あて先) 防府市長

申請者 住 所
団体名
代表者

全国大会等出場に関する助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり助成金を申請します。

記

1 助成金額 円

添付書類

- 1) 大会要綱等（入場料や大会主催者等を確認できるもの）
- 2) 後援会宛の領収証、または入場料の支出合計額が分かるもの
- 3) 後援会宛の領収証が無い場合は、参加者名簿

全国大会等出場に関する助成金交付決定通知書

住 所

団体名

代表者

年 月 日付けで申請のあった助成金について、交付することに決定しましたので、全国大会等出場に関する助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

防府市長

交付決定額 金 円

第3号様式

全国大会等出場に関する助成金変更交付申請書

年 月 日

(あて先) 防府市長

申請者 住 所
団体名
代表者

年 月 日付け 第 号で助成金交付決定通知のあった全国大会等出場に関する助成金については、下記のとおり変更したいので、全国大会等出場に関する助成金交付要綱第9条の規定に基づき申請します。

記

(注) 記の記載方法は、様式第1号に準ずるものとする。この場合において、助成金額は、変更前(上段)と変更後(下段)を容易に比較できるように記載すること。また、添付書類については、交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付する。

全国大会等出場に関する助成金変更交付決定通知書

住 所

団体名

代表者

年 月 日付で変更交付申請のあった助成金について、交付することに決定しましたので、全国大会等出場に関する助成金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

年 月 日

防府市長

交付決定額 金 円